

# 風適法改正に伴う、埼玉県青少年健全育成条例の一部改正案について

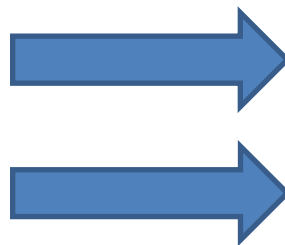
県民生活部青少年課

## ○ 接待飲食等営業に係る条項を統合整理

### 【旧風適法】

旧1号営業(キャバレー)  
接待+ダンス+飲食

旧2号営業(キャバクラ、ホストクラブ等)  
接待+遊興・飲食



### 【改正風適法】

改正1号営業  
(キャバレー、キャバクラ、  
ホストクラブ 等)  
接待+遊興・飲食

## ○ 現行条例(第18条の3第3号)

旧2号営業について、青少年を客として勧誘する行為を禁止

※ 罰則 30万円以下の罰金

## ● 改正案

改正1号営業 について、青少年を客として勧誘する行為を禁止  
(旧1号 + 旧2号)

※ 改正風適法に基づき、規制範囲を拡大

## ○ その他、条項ずれに伴う規定の整備

### ※ 今後の予定

- ① 県民コメント 9月実施
- ② 議会上程 12月定例会
- ③ 施行日 平成28年6月を予定